

(3) 行為の制限 (景観形成基準)

届出の対象となる建築物の新築等、工作物の新設等及びその他の行為に関する景観形成基準は次のとおりとします。

① 配慮すべき基本的基準 (一般基準)

・旧城下町の面影を残す町家の建物が多く存在し、「年の市」や「左義長」「神明神社の祭礼」などの伝統行事が行われ、勝山ならではの歴史性を有した地区にふさわしく、既存の町家風建築物の継承を図るとともにこれらの建築物と調和の取れた、落ち着いたある景観を形成します。

② 項目別基準

■ 建築物

		景観形成基準
壁面／壁面線		・本町通りに面する建築物の壁面線は伝統的町家の壁面線に揃えるように努める。
構造		・構造はできる限り木造とする。これによりがたいときは外観に留意し伝統的様式と調和したものとする。 ・階数は2階建て又は2階建てに見えるように努める。
屋根		・勾配屋根とし、屋根の勾配は周囲の建築物と調和したものとする。 ・瓦葺を基本とし、瓦は落ち着いた基調の色彩とする。 ・本町通りに面した部分にはできる限り平入りとする。
通り庇		・本町通りに面した部分にはできる限り下屋庇を設けるように努める。
壁面	外壁	・外壁及び建具はできる限り伝統的意匠を取り入れるなど、伝統的町家の建築物と調和するよう努め、白、黒又は茶系統の落ち着いた色彩とする。
	建具	・玄関戸や建具は木製又は木調の引戸とし、色彩については黒又は茶系統の落ち着いた色彩とするように努める。 ・玄関戸や窓にはできる限り格子をもうける。 ・車庫の開口部は通りの景観に配慮したものとするよう努める。
設備機器		・エアコンの室外機、ガスボンベ等の設備機器は直接見えない位置に設置するか格子等で覆い目立たないように配慮する。
門 塀		・門や塀を設置する場合は、コンクリートブロック(カラーブロックも含む。)は使用せず、歴史的雰囲気を出し、まち並みの景観と調和したものとする。 ・基調とする色彩は白、黒又は茶系統などを基調とし、落ち着いたあるものとする。



■ 工作物

	景観形成基準
自動販売機	・極力、落ち着いた色彩のものとし、原色の物は格子等で覆うなど景観に配慮する。
その他工作物	・歴史的な周囲の景観と調和のとれたものとなるよう努める。

■ 屋外広告物

景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ・広告物は自家用広告のみとし、表示面積は 5 m²以下とする。 ・ポール式の独立看板は避ける。 ・壁面に看板を設置する場合は、下屋庇上又は一階壁面とする。 ・2 階より上の屋上には設置しない。 ・プラスチック看板は避ける。 ・できるだけ自然の素材を使い、原色は避け、落ち着いた色彩とする。

■ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更

■ 木竹の植栽又は伐採

■ 屋外における土石、廃棄物及び再生資源等の集積又は貯蔵

景観形成基準
・大規模の景観形成基準を準用すること。

